

# くらしの安心情報

情報ファイル NO.204

令和元年 7月 10日

インターネットで見つけたサイトでコンサートのチケットを購入しましたが、転売仲介サイトから購入したことがわかり不安なのですが...

## 相談内容

【相談者 40代 女性】

人気のあるコンサートのチケットをインターネットで検索し、一番上位に表示されたサイトを公式サイトだと思って購入しましたが、あとで転売仲介サイトから購入したことがわかりました。本当にコンサートに入場できるか、など不安なのですが...

## 対処方法

コンサートやスポーツなどの興業チケットのインターネットによる転売に関する相談が寄せられています。公式チケット販売サイトと間違えて、チケット転売仲介サイトからチケットを購入してしまい「転売チケットでは入場できなかった。」「転売チケットを受取れなかった」などのトラブルがあります。

購入した転売チケットは、チケット転売仲介サイトの規約でキャンセルできない場合が多く、トラブルが発生しても解決が困難な場合があります。

- 相談者には、興行チケット(公式チケット販売サイト)の規約を確認するよう助言しました。
- チケットを購入する際は公式チケット販売サイトかどうかよく確かめて購入しましょう。
- 転売チケットを購入する際は興行チケット等の規約で転売が禁止されていないかを確認しましょう。
- 不正転売はしないようにしましょう。
- 不安に思ったりトラブルになった場合は早めに市町村相談窓口や消費生活センターに相談してください(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)

入場できるのかな...?



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL:076-432-9233 (消費生活相談) FAX:076-431-2631

076-433-3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX:0766-25-2890